

「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ & A  
(令和3年4月)」の正誤表

「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ & A (令和3年4月)」につきましては、次のとおり26ページ[設例2]の記載に誤りがありましたので訂正いたします。

(注) 下線部は、訂正箇所を示します。

誤	<p>(26 ページ)</p> <p>2 祖母死亡時の管理残額の計算</p> $\left( \begin{array}{cc} 1,500 \text{ 万円} & - & 1,100 \text{ 万円} \\ \left[ \begin{array}{cc} \text{非課税抛出处} & \text{教育資金支出額} \\ \text{①+②+④+⑤} & \text{③+⑥+⑦}^{*2} \end{array} \right] & & \end{array} \right) \times \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{祖母から取得し、} \\ \text{特例の適用を受けた金銭}^{*1} \\ \text{⑤} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} 300 \text{ 万円} \\ \text{800 万円} \\ \text{非課税抛出处} \\ \text{①+②+④+⑤} - \text{①+④} \text{ }^{*3} \end{array} \right]} = \left[ \begin{array}{c} \text{管理残額} \\ \text{150 万円} \end{array} \right]$ <p>※1 次の金銭は含みません。</p> <p>① 平成31年3月31日以前に取得をしたもの(①)</p> <p>② 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をしたもののうち、その贈与者の死亡前3年以内に取得をしたものではないもの(②)</p> <p>2 祖母の死亡の日に祖父から相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額100万円を含みます。</p> <p>3 祖父の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額があることから、<u>祖父から取得し「教育資金の非課税」の特例の適用を受けた700万円</u>を控除します。</p>
正	<p>(26 ページ)</p> <p>2 祖母死亡時の管理残額の計算</p> $\left( \begin{array}{cc} 1,500 \text{ 万円} & - & 1,100 \text{ 万円} \\ \left[ \begin{array}{cc} \text{非課税抛出处} & \text{教育資金支出額} \\ \text{①+②+④+⑤} & \text{③+⑥+⑦}^{*2} \end{array} \right] & & \end{array} \right) \times \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{祖母から取得し、} \\ \text{特例の適用を受けた金銭}^{*1} \\ \text{⑤} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} 300 \text{ 万円} \\ \text{1,200 万円} \\ \text{非課税抛出处} \\ \text{①+②+④+⑤} - \text{④} \text{ }^{*3} \end{array} \right]} = \left[ \begin{array}{c} \text{管理残額} \\ \text{100 万円} \end{array} \right]$ <p>※1 次の金銭は含みません。</p> <p>① 平成31年3月31日以前に取得をしたもの(①)</p> <p>② 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をしたもののうち、その贈与者の死亡前3年以内に取得をしたものではないもの(②)</p> <p>2 祖母の死亡の日に祖父から相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額100万円を含みます。</p> <p>3 祖父の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額があることから、<u>その管理残額の計算の基礎とされた金銭300万円(④)</u>を控除します。</p>